

鹿屋市国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が各種の国際交流事業のボランティア活動に参加することにより地域の国際交流の担い手となり、草の根レベルの国際理解と友好親善を促進することを目的として、鹿屋市国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「鹿屋市国際交流協会ボランティア登録制度」に関し、必要な事項を定める。

(ボランティア活動の内容等)

第2条 ボランティア活動の内容は、ボランティア登録をしたもの（以下、「ボランティア」という。）が善意と自由意志により、鹿屋市内に滞在する外国人又は日本人に対して次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 語学ボランティア

国際交流・国際協力・外国人支援活動等における通訳、翻訳する。

(2) ホストファミリーボランティア

一定期間外国人を家庭に宿泊させるホームステイや、外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットを受け入れる。

(3) 日本文化ボランティア

外国の方々に茶道や舞踊等の日本文化や伝統芸能を紹介する。

(4) サポートボランティア

会員がボランティアで協会の事業・イベント等の企画・運営を行う。

2 ただし、下記の活動については、対象としないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に関する活動

(3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動

(4) 特定の個人及び団体の理解に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

(登録)

第3条 ボランティア登録を希望する者は、協会に申込書（様式1）を提出する。協会は申込書の内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知する。

(登録の変更)

第4条 住所、氏名等に変更があった場合、ボランティアは速やかに協会へ通知することとする。協会は通知を受けて、名簿の記載内容を変更することとする。

(登録の取り消し)

第5条 協会は、次の場合ボランティアの登録を取り消すこととする。

(1) 登録者から辞退の申し出があったとき

(2) 登録者が死亡したとき

(3) その他、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき

(紹介依頼)

第6条 各種活動を依頼する依頼者（以下「依頼者」という。）は、紹介依頼書（様式2）

を、原則として活動を希望する日の 2 週間前までに協会へ提出することとし、依頼内容が活動の対象として適当と認められるときは、協会がボランティアに紹介し、承諾を得る。

(保険加入)

第 7 条 依頼者は、原則として活動が決定したボランティアに、万一の場合に備えて「ボランティア保険」に加入させ、経費については、依頼者が負担する。

(活動)

第 8 条 依頼者は、活動の場所、時間、内容、及び連絡責任者を明確にするとともに、かつ説明する機会を設けるなどボランティアに必要な事項を周知させておく。また、ボランティアに無理な協力を強いないようにする。

2 活動を依頼されたボランティアは、当該活動の趣旨をよく理解し、依頼者、外国人等の関係者が円満に所期の目的を達せられるように努める。また、自己の利益に資するような言動等はしない。

3 依頼者及びボランティアは、ボランティアの活動において、交通事故あるいは依頼内容の不履行等によって関係者が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(活動報告)

第 9 条 依頼者は、活動終了後、速やかに活動報告書(様式 2)を協会へ提出する。

(報酬及び実費負担)

第 10 条 ボランティアの活動は、無報酬とする。ただし、交通費並びにその他活動に必要な実費等については、依頼者とボランティアとの間で協議の上、決定する。

(秘密の保持)

第 11 条 ボランティア又はボランティアであった者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

2 協会職員、依頼者等の関係者又は関係者であった者が、名簿を閲覧することによって知り得た個人情報等を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(危険負担)

第 12 条 ボランティアが事故等によって被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

2 ボランティアの依頼事項の不履行等により依頼者等が被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成 19 年 5 月 18 日から施行する。